

志摩市津波避難計画策定業務委託 プロポーザル募集要項

志摩市が実施する志摩市津波避難計画策定業務委託 公募型プロポーザル方式による受託候補者の選定に際し、次のとおり参加者を募集する。

平成28年 7月 6日

志摩市長 大口 秀和

1. 業務の概要

(1) 業務名

志摩市津波避難計画策定業務委託

(2) 本業務の目的

志摩市は、近い将来発生が危惧されている南海トラフ地震により、大きな被害が想定される地域（南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域）であり、住民等の生命と身体の安全を確保するため、地震・津波の発生直後から津波終息するまでの概ね数時間から十数時間の間において、迅速かつ円滑な津波避難を行うために必要な事項を定めた志摩市津波避難計画（案）を策定する。

(3) 業務内容

業務内容は、以下のとおりとする。

計画準備

津波浸水想定の設定

避難対象地域の指定

避難路、避難経路の検討

緊急避難場所、避難目標地点の検討

避難困難地域、一時避難可能地域、特定避難困難地域の抽出

初動体制について

津波情報等の収集、伝達

避難指示、勧告等について

観光客等の避難対策の検討

災害時要配慮者の避難対策の検討

地域の津波避難計画について

津波対策の教育、啓発及び訓練について

パブリックコメント実施の支援

(4) 業務場所

志摩市地内

(5) 履行期間

契約日～平成 2 9 年 3 月 2 1 日

2 . 見積限度額

1 5 , 0 0 0 千円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

3 . 実施型式

公募型プロポーザル方式

4 . 参加資格要件

業務のプロポーザルに参加する者 (以下「参加者」という。) は、公告日から契約締結の日までの間、次の各号の全ての要件を満たすものとする。

地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

平成 2 8 年 7 月 1 日現在で志摩市契約規則第 3 条第 2 項に規定する競争入札参加資格者名簿の「調査検査業務 2708 計画策定・コンサルティング 1 基本計画策定かつ 3 各種計画策定」の部門に登録されていること。

志摩市建設工事等指名停止措置要綱に基づく指名停止措置期間中でないこと。

手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全なものでないこと。

会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあっては、一般競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。

過去 3 年間 (平成 2 5 年度～平成 2 7 年度) に地方公共団体に対し、津波対策の推進に関する法律、津波防災地域づくりに関する法律、津波避難対策推進マニュアル検討会報告書 (消防庁) 及び津波防災まちづくりの計画策定に係る指針 (国土交通省) に基づき「市区町村津波避難計画」策定業務の元請けとしての契約を締結し、かつ、これらを誠実に履行した実績があること。

管理技術者、照査技術者、担当技術者について、仕様書第 6 条から第 8 条に基づき配置できること。なお、これらの技術者は、参加者と公告日以前に 3 か月以上の恒常的な雇用関係を有すること。

5 . 参加申込

(1) 申込方法

志摩市津波避難計画策定業務委託プロポーザル実施要領 (以下「実施要領」という。) に規定する様式第 1 号 参加申込書を 1 0 (1) 書類提出先へ郵送 (簡易書留) 又は持参にて提出する。

(2) 受付期間

公告日から平成28年7月15日(金)午後5時まで必着。持参の場合は勤務時間内(平日の午前8時30分から午後5時)。郵送にて提出する場合は、受付期間内の勤務時間内(平日の午前8時30分から午後5時)に電話にて10。(2)問合せ先まで到着したことを確認すること。

6. 提案書類等の作成、提出方法

参加資格審査結果通知書より資格を有することを認められたものは、下記提案書類等一覧表に定める書類を10。(1)書類提出先へ一括して持参又は郵送(簡易書留)にて提出する。受付期間中に提出がない場合、不備がある場合は、本業務のプロポーザルへの参加資格を無効とする。

なお、受付期間終了後の書類の再提出、差し替え等は認めない。

(1) 提案書類等について

「提案書類等一覧表」の順番にまとめ、2穴綴じとし、紐綴じ等簡易な綴じ方とすること。書類の名称のインデックスを付けること。

書類の名称ごとに両面印刷とし、それぞれに頁数をページの下中央に記載すること。

専門知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすい表現に努めること。

正本1部は、書類の名称ごとに商号又は名称及び代表者氏名の記入及び社印を押印したものとする。企画提案書の副本9部は、正本の写しで商号又は名称及び代表者氏名の記入及び社印を押印していないものを提出すること。副本は、作成した会社等が推定できるような記述、ロゴ等の挿入を行わないこと。

企画提案書は、1者1提案とする。

(2) 提案書類等一覧表

順番	書類の名称	様式	規格等
1	企画提案書	任意様式	10部提出(正本1部、副本9部) A4判10頁以内 提案項目は別紙1のとおり 文字のサイズは12ポイント以上とする。ただし、図表等についてはこの限りではない 概要図やイメージ図含む
2	会社概要書	任意様式	1部提出(正本1部) A4判1頁
3	参考見積書	任意様式	1部提出(正本1部) 見積の内訳を可能な限り詳細に記載

(3) 受付期間

参加資格審査結果通知日から平成28年7月27日(水)午後5時まで必着。
持参の場合は勤務時間内(平日の午前8時30分から午後5時)。郵送にて提出
する場合は、受付期間内の勤務時間内(平日の午前8時30分から午後5時)
に電話にて10.(2)問合せ先まで到着したことを確認すること。

7. 審査方法及び審査内容

「志摩市津波避難計画業務委託プロポーザル審査要項(以下「審査要領」という。)」
参照。

8. 質問及び回答

質問がある場合は、電子メールにより「chiikibosaishitsu@city.shima.lg.jp」まで送
信すること。ただし、質問送信後には、業務時間内(平日の午前8時30分から午後
5時)に10.(2)問合せ先まで電話にて受信確認すること。電話、ファックスによ
る質問は受付しない。

(1) 参加申込みに関する質問について

電子メールの件名を「志摩市津波避難計画策定業務委託の参加申込みの質問
について(業者名)」とし、ファイルは添付せずに本文中に質問内容を簡潔に記
載すること。

質問受付期間は、公告日から平成28年7月11日(月)午後5時までとし、
回答については、平成28年7月13日(水)午後5時までに志摩市ホームペ
ージに掲載する。

(2) 第1次審査に関する質問について

電子メールの件名を「志摩市津波避難計画策定業務委託の第1次審査に関す
る質問について(業者名)」とし、ファイルは添付せずに本文中に質問内容を簡
潔に記載すること。

質問受付期間は、参加資格審査結果通知日から平成28年7月22日(金)
午後5時までとし、回答については、平成28年7月25日(月)午後5時ま
でに志摩市ホームページに掲載する。

(3) 第2次審査(ヒアリング等)に関する質問について

電子メールの件名を「志摩市津波避難計画策定業務委託の第2次審査(ヒア
リング等)に関する質問について(業者名)」とし、ファイルは添付せずに本文
中に質問内容を簡潔に記載すること。

質問受付期間は、第1次審査結果通知日から平成28年8月12日(金)午
後5時までとし、回答については、平成28年8月15日(月)午後5時まで
に志摩市ホームページに掲載する。

9. 契約手続き等

(1) 受託候補者の決定

志摩市津波避難計画策定業務委託 プロポーザル審査要項に基づき、受託候
補者及び順位を決定する。

- (2) 契約内容の交渉
契約内容については、提案された内容等をふまえ、受託候補者と交渉し決定する。
- (3) 次点者との契約
受託候補者に選定された者が契約を締結しなかった場合、その他権利を失った場合は、その旨を次点者へ通知し、契約交渉を行う。

10 . 書類提出先及び問合せ先

- (1) 書類提出先
志摩市役所 総務部 地域防災室
〒517-0592 三重県志摩市阿児町鶺方 3098-22
TEL : 0599-44-0203 FAX : 0599-44-5252
- (2) 問合せ先
志摩市役所 総務部 地域防災室 担当 : 池田・井上
TEL : 0599-44-0203 FAX : 0599-44-5252
Mail : chiikibosaishitsu@city.shima.lg.jp

11 . その他

- (1) 提出書類及び審査内容の公表又は非公表の別
提出された書類、審査の過程等は公表しない。
- (2) 提案に係る費用の負担に関する事項
参加申込み、提出書類の作成・提出、ヒアリング等への参加等に関する費用はすべて参加者の負担とする。
- (3) 技術者の変更
原則認めない。
- (4) 言語及び通貨
手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限定する。
- (5) 提出書類の取り扱い
提出書類は、参加者に返還しない。

12 . 日程

別紙 2 のとおり。

別紙 1

企画提案項目

- 1．実施方針について。
- 2．志摩市の地域特性について考慮すべき点を整理し、その点を本業務にどのように反映させていくか。
- 3．遵守すべき関係法令について整理し、その関係法令の趣旨を本業務にどのように反映させていくか。
- 4．津波避難対策推進マニュアル検討報告書（消防庁）（以下「マニュアル」という。）及び津波防災まちづくりの計画策定に係る指針（国土交通省）（以下「指針」という。）の中で、重要となる点は何か。また、その点を本業務にどのように反映させていくか。
- 5．マニュアル及び指針に基づき実施する中で、本業務内容の「避難対象地域の指定」及び「特定避難困難地域の抽出」について、志摩市の地域特性を考慮しながら注意していくべき点とは何か。また、その点を本業務にどのように反映させていくか。
- 6．他の市区町村での津波避難計画策定時において、苦慮した点及び注意した点とは何か。また、それらを志摩市の地域特性にどのように反映していくか。
- 7．工程表

別紙 2

	事項	期日・期間等
1	参加申込書の受付	公告日から 平成28年7月15日(金)午後5時まで
2	参加申込みに関する質問の受付	公告日から 平成28年7月11日(月)午後5時まで
3	参加申込みに関する質問への回答	平成28年7月13日(水)午後5時まで
4	参加資格要件審査	平成28年7月19日(火) 参加者の出席は不要。
5	参加資格審査結果通知書の送付	平成28年7月19日(火) メールでも通知する。
6	提出書類等の受付	参加資格審査結果通知日から 平成28年7月27日(水)午後5時
7	第1次審査に関する質問の受付	参加資格審査結果通知日から 平成28年7月22日(金)午後5時まで
8	第1次審査に関する質問への回答	平成28年7月25日(月)午後5時まで
9	第1次審査	平成28年8月4日(木) 参加者の出席は不要。
10	第1次審査結果通知書の送付	平成28年8月8日(月) メールでも通知する。
11	第2次審査に関する質問の受付	第1次審査結果通知日から 平成28年8月12日(金)午後5時まで
12	第2次審査に関する質問への回答	平成28年8月15日(月)午後5時まで
13	第2次審査	平成28年8月18日(木)
14	第2次審査結果通知書の送付	平成28年8月25日(木) メールでも通知する。
15	随意契約	平成28年8月下旬